

## 2 本プロジェクトの概要(2)

- ・ 日本側WG  
倒産法に詳しい学者や弁護士等6名  
JICA長期専門家(弁護士)1名
- ・ 注釈書草案の内容についての協議  
2004年10月から2006年12月までの約2年間にわたり、両国が直接協議した回数だけでも、合計12回に及ぶ(日本で実施したもの8回、ウズベキスタンで実施したもの4回)。

3

## 3 本プロジェクトの概要(3) 注釈書協議の様子

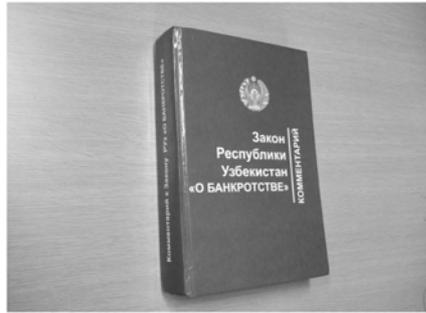


4

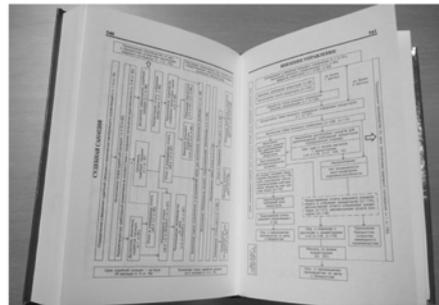
## 4 本プロジェクトの概要(4)

### 完成した注釈書(ロシア語版)

※ ウズベク語版, 英語版及び日本語版も発刊予定



2007年3月発刊, A5版,  
全608ページ, 3000部発刊



注釈書(ロシア語版)の内容の一部

5

## 5 本プロジェクトの概要(5)

◎ 発刊プレゼンテーション(2004年6月29日, タシュケントで開催)

- ・ 本プロジェクトでは, 発刊した注釈書を販売するのではなく, 関係機関や図書館等に無償で配布することとしている。  
→ 注釈書の内容を知りたい人に対して, どのようにすれば注釈書にアクセスできるのかという情報を提供することが必要。
- ・ マスメディアを通じて, 倒産制度の関係者や民間企業に対し, 倒産法注釈書の存在をアピールし, 本注釈書の存在及び倒産制度を周知することを目的として, 発刊プレゼンテーションを開催した。

6

## 6 日本側から見た注釈書支援の意義

- ・ 日本のODAによる中央アジア諸国に対する初めての本格的な法整備支援
- ・ 単に注釈書発刊について形式的・金銭的な支援・協力をしたのではなく、注釈書の内容について、両国間で綿密な検討を行った。
- ・ 分かりやすい注釈書を作成するためのノウハウを提供できた。
- ・ 現在、中央アジア諸国が世界的に脚光を浴びており、日本企業の中央アジア諸国に対する進出や投資が進むことが予想される。中央アジア諸国における法制度・実務についての情報が重要性を増している。  
→このような状況にある中央アジア諸国に対し、日本が既に法整備支援活動を実施し、その法情報が蓄積されているということは、日本の経済界にとっても有益と言える。

7



ありがとうございました。

8

# 注釈書作成支援作業における 日本側からの提言内容について

弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授  
出水 順  
2007年9月3日

1

## I 日本側からの提言内容

### 1 注釈書の構造について

#### ◎当初のウズベキスタン側の注釈書草案の問題点

- ・ある条について必要と思われる事項の記載がない。
- ・他の条に記載すべき解説を適切でない条に記載している。
- ・同じような解説を繰り返し記載している など

⇒日本側では、注釈書の構造を検討すべきというコメントを提出した。

※特に、日本側のコメントを受け、各条の項番号順に解説を記載するという構造が採用された効果は大きい。

2

## I 日本側からの提言内容

### 2 注釈書の内容を分かりやすくするための工夫

#### ◎日本側からの提案

- ・各章ごとの解説を入れること
- ・各倒産手続を比較して、その特徴や利点・問題点を記載すること
- ・各倒産手続の流れを図示すること

⇒これらの内容は、従前のウズベキスタンの法律図書ではあまり取り入れられていなかったが、本注釈書に反映されている(資料参照)。

※倒産法の初学者にも分かりやすい内容となっている。

3

## I 日本側からの提言内容

### 3 最高経済裁判所総会決議や関連法令の注釈書への掲載(1)

#### ◎「最高経済裁判所総会決議」

- ・「最高経済裁判所総会」:ウズベキスタン共和国最高経済裁判所内に設置される非常設機関
- ・「最高経済裁判所総会」は、法令の適用の問題に関する説明の付与を行う権限を有し、この説明の付与を「最高経済裁判所総会決議」の形で決議することができる。
- ・「最高経済裁判所総会決議」は、「経済裁判所、その他の機関、企業、施設、組織及び説明が付与された法令を適用する公務員にとり、絶対的である」とされている。

4

## I 日本側からの提言内容

### 3 最高経済裁判所総会決議や関連法令の注釈書への掲載(2)

#### ◎関連法令

・内閣令, 大統領令等

※「最高経済裁判所総会決議」や関連法令は, これらをまとめて掲載した書籍が発刊されていないこともあり, その内容について必ずしも周知されていないのが現状であった。

⇒注釈書には, 「最高経済裁判所総会決議」や関連法令を掲載した。

5

## I 日本側からの提言内容

### 4 実質的な倒産法の内容にかかわるコメントの内容(1)

◎主に法制技術面からのコメントを行った。

a) 法制技術面からのコメントを提出することについては, 日本の持つ立法技術や法解釈技術を活かすことができる。

・ウズベキスタン側の草案には, 解説の内容どうしに齟齬があったり, 条文の内容からは読み取れない内容の解説が記載されていたりして, 整合性に問題のある解説が多かった。

⇒このような問題点(矛盾点)を発見し, コメントを提出して, 注釈書草案の改訂を進めていくに当たっては, 日本の立法技術や法解釈技術を活かすことができるのではないかと考えた。

6

## I 日本側からの提言内容

### 4 実質的な倒産法の内容にかかわるコメントの内容(2)

◎主に法制技術面からのコメントを行った。

b) 日本側にとっては、法制技術面以外からのコメントを提出することが困難であった。

・ウズベキスタン倒産法はロシア倒産法をベースにして制定されたものであり、日本は立法過程に関与しておらず、日本の倒産法制も参考にされていない。また、日本側はウズベキスタンの倒産実務の実情を詳しく把握していない。

⇒このような実情の下では、日本側としては、ウズベキスタン倒産法の条文の文言とウズベキスタン側が作成した注釈書草案を題材として、法制技術面からのコメントを出すこと以外は困難であった。

7

## I 日本側からの提言内容

### 4 実質的な倒産法の内容にかかわるコメントの内容(3)

◎注釈書を作成する以上、法制技術面からのコメントには意味があると思われる。

⇒しかし、このような法制技術面からのコメントをウズベキスタン側に理解してもらうのには困難が伴った。

・ウズベキスタン側の認識としては、これらのコメントは、観念的なものが多く、倒産実務上実際に問題になっていないような事項を注釈書に記載しても意味がないのではないか、というものであった。要するに、日本側コメントを反映する実益が理解されなかった。

・日本側コメントが抽象的で、ウズベキスタン側に趣旨が伝わりにくかった。

8

## I 日本側からの提言内容

### 4 実質的な倒産法の内容にかかわるコメントの内容(4)

◎日本側としては、コメントを反映する実益を説明するとともに、以前より具体的なコメントを提出することとした。

⇒しかし、そのためには、日本側にもコメント作成のための検討材料が必要であった。

・日本側は、ウズベキスタン倒産法はもちろん、ウズベキスタン経済訴訟法、裁判等執行法、民法、担保法の関連法令や、ウズベキスタン倒産法の母法であるロシア倒産法の条文や注釈書も読み込んだ上で、コメント作成作業に臨んだ。

※しかし、このような対策を講じるのが時機的に遅れたため、これらのコメントが反映されていない部分も多く残っている。

9

## I 日本側からの提言内容

### 4 実質的な倒産法の内容にかかわるコメントの内容(5)

◎ウズベキスタン側からは、日本側によるコメント内容については、あまりに細かすぎるので、分かりにくいという声もあった。

◎また、ウズベキスタンにおける注釈書の読者からも、注釈書の記載が細かすぎる、あるいは、実務では発生するはずのない観念的な記載が多いという意見もある。

⇒日本側による実質的な倒産法の内容にかかわるコメントがウズベキスタン側のニーズに合致していたかどうかについては、今後、検証を要する。

10

## Ⅱ 日本側からの提言と最高経済裁判所総会決議

◎ 最高経済裁判所総会決議第142号(2006年1月27日付)

「経済裁判所によるウズベキスタン共和国倒産法の適用に関する諸問題について」

倒産事件に関する最高経済裁判所総会決議

⇒上記最高経済裁判所総会決議の幾つかには、日本との注釈書草案の内容についての協議結果が反映されている。

11

## Ⅱ 日本側からの提言と最高経済裁判所総会決議

「共益費支払債権」について(1)

・債務者について倒産事件が開始された場合でも、債権者が債務者に対し、倒産事件手続が定める方法によらずに、個別に弁済を求めることができる債権のこと

12

## Ⅱ 日本側からの提言と最高経済裁判所総 会決議

### 「共益費支払債権」について(2)

・最高経済裁判所総会決議第142号第19項に、以下の規定が置かれた(ここでは「共益的債務」という語が使用されている。)

「金銭債務及び義務的支払債務のうち経済裁判所の倒産認定申立受理後に発生したもの及び履行期が該当する倒産手続の開始後に到来したものは、共益的債務とされる。」

13

## Ⅱ 日本側からの提言と最高経済裁判所総 会決議

### 「共益費支払債権」について(3)

◎共益費支払債権の定義が最高経済裁判所総会決議で定められたのは一定の成果ではあるが、本来は、ウズベキスタン倒産法上に、ロシア倒産法第5条のような規定を置くべきである。

#### 「ロシア倒産法第5条 共益的債務

1. 共益的債務とは、倒産認定の申立受理後に発生した金銭債務及び義務的支払債務並びに各倒産手続の開始後に履行期の到来する金銭債務及び義務的支払債務をいう。
2. 共益的債権は、債権登録簿に含まれない。共益的債権者は、各倒産手続の遂行に際し、倒産事件の参加者とはみなされない。
3. 外部管財手続中の共益的債権の弁済は、本法の定める手続に従い行われる。」

14